

請願第1号

請願文書表

受理番号	令和4年 請願第1号
受理年月日	令和4年1月19日
件名	「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願
請願の趣旨	<p>令和3年1月22日に核兵器禁止条約が発効し、核兵器は違法なものとなった。核兵器廃絶は日本のみならず、世界人類共通の目標であり、発効から1年たった令和4年1月現在、この条約の批准国は59となっている。</p> <p>世界で唯一の被爆国である我が国が、核廃絶への道筋を示すことは、責務であると考えます。したがって、1日も早く日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准することを求め、議会として「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書」の採択を請願するもの。</p>
請願者 住所・氏名	島田市 ■ ■ ● ● ● ● ● ● 新日本婦人の会島田支部 代表 大石 喜子
紹介議員	四ツ谷 恵、桜井 洋子、森 伸一
付託委員会	総務生活常任委員会

令和4年2月市議会定例会

(請願第1号参考)

島田市議会

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）

令和3年1月22日に、核兵器禁止条約が発効し、核兵器は違法なものとなった。条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪した。

そして条約は、開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

本市は、昭和20年7月26日の島田空襲で、原爆の模擬爆弾によって多数の市民が犠牲となり、大きな被害を受けた。平成26年8月15日には、市民の平和への願いと決意を込めた「島田市平和都市宣言」をした。そして、平成29年以降は、核兵器廃絶を願う世界の国々と連帯し、速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことをすべての国に求める「ヒバクシャ国際署名」に市長と歴代議長が署名している。

核兵器廃絶は日本のみならず、世界人類共通の目標であり、令和4年1月現在、核兵器禁止条約の批准国は59となっている。世界唯一の被爆国である我が国が、核廃絶への道筋を示すことは責務でもある。

以上のことから、本市議会は「島田市平和都市宣言」のまちとして、日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

静岡県島田市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

} 様